

## 令和5年度第一回佐倉市文化財審議会会議報告（要録）

日時：令和5年6月11日（日曜日）14時00分～16時20分

場所：佐倉市役所 1号館6階第1会議室

### ○出席者

委員長 濱島正士  
副委員長 遠山成一  
委員 小林裕美  
委員 高見澤美紀  
委員 外山信司  
委員 是澤博昭  
委員 原正利  
委員 原田一敏

### ○事務局

佐倉市教育委員会  
教育部文化課

### ○傍聴者

なし

### ○欠席者

1名（高橋龍三郎）

## 1 開会、課長あいさつ

## 2 議事

### ○委員長

～委員長挨拶～

議事に入りまして、（1）報告事項について事務局から説明をお願いします。  
先に①令和4年度事業報告について、よろしくお願ひいたします。

～事務局説明～（資料1～4参照）

### ① 令和4年度事業報告について

### ○委員長

令和4年度事業報告について何かご質問・ご意見はございますか。

### ○A委員

旧堀田邸で婚礼写真前撮り30件とありますが、1件あたり収入はどれぐらいなのでしょう。

○事務局

座敷棟が 11,000 円、居間棟が 12,000 円です。使った場所に関して使用料をいただきます。撮影の使用料が単位 1 時間で 19,000 円です。併せて入館した方の入館料がかかりますので、1 回あたり合計 3~40,000 円ぐらいではないかと思います。

○B 委員

仲町の関羽の人形頭巾についてなんですけど、復元新調したものが指定になるのでしょうか。それとも元のものが指定になるのでしょうか。

○事務局

有形文化財美術工芸品として祭礼用具が指定されていますので、オリジナルのものが指定文化財になります。今回製作したレプリカを実際のお祭りや町内で展示をするときに使い、オリジナルは別途仲町の保存会で保管することになります。

○B 委員

あれは祭礼用具で、復元新調したものが指定なのか、オリジナルが指定なのかでもめるケースがあるため、認識を整理しておいた方が良いと思います。

○C 委員

オリジナルを保管していくということですがどちらで保管するのですか。

○事務局

仲町の山車や人形を保管している山車庫で保管されています。

○C 委員

保存方法等に関しては市から指導しますか。

○事務局

指導します。

○C 委員

分かりました、ありがとうございます。

○D 委員

施設の使用料が令和 3 年度から令和 4 年度が下がった要因はあるのですか。

○事務局

規模の大きいテレビドラマなどの撮影が令和 3 年度の方が多かったからです。令和

4年度はそれらが多くなかったため、差が出たと考えられます。

○委員長

最初の婚礼写真についてなのですが、これは市が指定した写真屋ですか。

○事務局

指定していません。こちらが示す条件を遵守いただく事業者が使用し、こちらから業者を指定することはありません。

○委員長

その辺の写真屋を連れてきて、許可するというわけではないのですね。

○事務局

商用撮影の場合は、事前の申請で、条件を満たしているか確認しています。

○委員長

慣れていない写真屋は建物を傷つけることがあるので気になりました。

他になにかございますか。ないようですので、②令和5年度事業計画について、ご説明をお願いいたします。

～事務局説明～（資料5，6参照）

② 令和5年度事業計画について

○委員長

令和5年度事業計画についてご質問・ご意見はございますか。

○E委員

事業計画ではないのですが、昨年度佐倉城の夫婦モッコクの半分が枯れているという報告がありました。その後はどうなっていますか。

○事務局

夫婦モッコクは、台風シーズンの前に二股の枯れた方は切り、残った方は傾いているので丈夫なロープで引っ張って支えて残すことで管理している公園緑地課と協議しています。

○E委員

残っているほうも腐れが入っていますが。

○事務局

冬に下に生えている笹を撤去して調査し、腐朽菌が及んでいるのであれば治療していく方針で進めております。

○委員長

佐倉城関係絵図を調査して集成を刊行していただけるのは大変ありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは協議事項に入らせていただきます。佐倉市文化財保存活用地域計画（素案）について事務局からご説明をお願いします。

～事務局説明～（佐倉市文化財保存活用地域計画（素案）参照）

○委員長

この件につきまして、何かご意見・ご質問をいただければと思います。

○副委員長

第3節の歴史的環境の中世の部分で、臼井氏の位置づけをもう少し付け加えていただければと思います。

まず、臼井氏が滅びた原因の一つが古河公方から小弓公方に寝返ってしまったことです。小弓公方が天文7年の第一次国府台合戦で敗れたことが、大きな要因であることを入れていただきたいと思います。

それから、1500年代の初頭、1502年～1504年にかけて、古河公方の篠塚の陣が実際にあったことが明らかになりました。これは古河公方の足利政氏・高基父子が、本佐倉城の千葉孝胤を攻めにきて3年間篠塚に陣を構えていたという、今まで「千学集抜粹」に出てきただけで、存在が疑問視されていたものが、今から7年くらい前に、篠塚の陣と書いた政氏の書状が見つかり、実際にあったことが分かりました。

篠塚の陣の実在と、小弓公方と結びついた臼井氏が衰退したという2点を入れていただくとありがたいと思います。

○E委員

関連文化財の①で豊かな自然が育んだ印旛沼文化とあり、時代的には古代だけでなく近世までとされています。印旛沼文化のイメージとはどういうことを意図しているのか、もう少しご説明いただければと思います。

○事務局

メインとして印旛沼文化に位置づけられるのは古代ですが、本佐倉城や佐倉城が置かれたということにも印旛沼の影響があったと考えて広い意味で書かせていただいております。

これまでの佐倉市の文化財行政の中で、佐倉城や城下町ということが大きな形でPRされていましたが、計画をまとめていく中で、印旛沼を中心とする独自の文化がさらに古い時代から形成されていったのだろうという視点が重要であるということが分かりましたので、印旛沼にフォーカスした歴史文化の位置づけと関連文化財群の設定や措置について紐づけを行いました。

#### ○E委員

八千代市に住んでいる人は、印旛沼という名前の今の形状の沼があることだけしか知りません。これが自然を背景として地域の歴史文化を作って、現在の自然の景観を順序だてて形成しているということを知らないと思うので、ぜひそのイメージをもっと上手く知らせるようにしていただければと思います。

#### ○C委員

近世のところで、佐倉市域に対しては牧場の区域がないこともあり、牧に一切触れられていないのですが、周辺市町の計画をいくつか見ていると、幕府牧が出てきます。佐倉藩は享保期以降、幕府牧の一部を預かる形で幕牧に参画しているので、それにより周辺地域を束ねる最終的な地域の中心として佐倉藩があったということも、可能であれば触れていただければと思います。

概要版・素案にも載っている文化財保存活用区域の地図で新町の景観重点区域をオレンジの斜線で示しているのですが、下の道路も同じ色で示されていて非常に見にくいです。カラーを調整した方が良いと思います。文字が小さいのも気になります

#### ○事務局

全体的な計画の体裁については、計画の作成支援で入っている業者に、内容が固まり次第レイアウトなどを直してもらおうということになっています。実際に完成するものはもう少し見やすいスタイルになっていると思います。地図の修正については、業者に修正をかけるよう話しておきます。

また、牧についても周りの自治体で言及されていることが多いということであれば、やはり市内に牧が残っていないにしても歴史的環境のところに必要かと思しますので、記載を追加したいと思います。

#### ○文化課長

文字の大きさなどについては、佐倉市の刊行物の場合、ルールがございます。それに従って最終的にまとまりますので、ご承知おきください。

#### ○C委員

分かりました。

○委員長

この図については、私も最初パッと見たときに、せっかくこれだけの情報が盛り込んであるのにこれではわからない、せめて A4 の 1 ページぐらいの大きなものを入れていただければと思いました。

○D委員

5つの歴史文化の中の5番の部分は形のないものが多く構成文化財になっています。人が担い、その地域が大きく変わり伝承が難しい今の状況で、どうやってこれを計画していくかというとても悩ましいと思います。無形文化財では、すでに途絶えたものの復活なども検討出来るのではないかと思います。上勝田の盆綱や下勝田の獅子舞など近年に中絶しているものがあります。これらもそのままでもいいのか、ということをまちづくりを進める視点で考えれば、力を入れてもいい分野ではないでしょうか。

ここに載っていませんが、金毘羅の市は、純粋な信仰が今に生きているのではなく、新しい形で市民の楽しみの場になっているのかもしれない。そういう場が生きているというのは大事なのではないかと思います。

前回、佐倉のお祭りを包括的に扱うというお話があったかと思いますが、それはどうなったのでしょうか。

○文化課長

祭りで引き回す屋台を佐倉では独自に御神酒所と言っており、これらを引き回す行為を今後、無形民俗文化財として指定にしていこうと検討しております。

○D委員

有形ではなく無形で、ですか。

○文化課長

はい。無形民俗文化財で、行為を指定することを検討しております。

数年前ですが、神輿が有形文化財でその神輿の渡御を無形民俗文化財に指定しました。それと同様に御神酒所の引き回しを、山車も含む形になるかもしれませんが、指定にしていこうかと検討しています。

○D委員

佐倉の秋祭りとしてではなく、神輿と御神酒所を別に指定することになりますか。前回は御神輿については宗教法人的なところがあるから一緒にはと、佐原と比較してお話しされていましたが、佐原の時とは、国や県でも状況が変わっています。

確かに宗教法人の宗教的行事的なものを指定するのは憚られるということで、昔は山車の行事と神輿を分けていたようですが、お祭りは併せて地域の文化として、神輿も含めて指定する方がふさわしいという考えに代わってきている状況です。神輿と御

神酒所を分けることにしなくてもよいのではないかと思います。

○文化課長

地元の祭礼を担っている皆さまとお話ししておりますので、そういった視点も大事に検討を続けてまいりたいと思います。

○B委員

歴史文化の4番に江戸を支えて江戸と結ばれた城下町とありますよね。私は栃木県や茨城県、埼玉県に行く機会が多いですが、こういった祭礼は明治になって江戸を真似て作ったものなので、江戸から直接結ばれたというと違和感を覚えます。江戸の祭礼があり、その名残のようなものが残っているというような表現を、直接結んでいる部分と、少し整理した方がよいのではないかと思います。特に佐倉の場合、明治に別の意味でこうなっていった祭礼だと思いますので。

あとこれは別のことですが、市立の博物館がないということですが、これだけ文化資源があるわけですので、博物館構想といったものはあるのでしょうか。

○文化課長

かつて水辺の博物館構想がございました。その構想はなくなり、美術館が整備されました。今は博物館の構想はございません。

○B委員

できればそういった構想があればよいと思いました。

○委員長

資料を見ると展示施設がなく、文化財を目にする機会が少ないとあって、その後に歴史文化に関する継続的な幅広い展示の充実、それから右下の方では展示施設の確保・維持とネットワーク化とあります。展示施設に関してこれだけのことが書いてあるのですから、さらに進んで具体的にこれらの文化財、歴史文化を皆さんにご披露するための博物館を市として設置すると、そうはっきり一言入れていただくとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○文化課長

佐倉市には旧石器時代から現代に至るまでの歴史があるので、博物館は確かにあった方がいいと思います。

ただ、今回の計画では、そこまで明言はしていません。今は点在している状況ですので、計画の策定によって今後それらを集約する方向性にもっていければと考えております。

○委員長

ぜひその方向で行っていただければと思います。

○A委員

B委員から江戸を支えて江戸と結ばれた城下町というお話があって、確かに祭礼についていうとそうではありませんが、C委員から佐倉の牧についてご意見がありましたように、相対的にみるとやはり江戸と結ばれています。その中で祭礼は江戸の名残があるということ、ここだけのキャッチフレーズでどうやって入れたらよいのだろうと考えていたのですが、難しいですね。あとはどうしても城下町ということがメインになってくるのですけれども、近世の農村についてはほとんど触れられていないですね。

○副委員長

A委員の意見をお伺いして、江戸を支えたということでは、佐倉炭が研究されています。一大消費地である江戸へ佐倉近辺生産の炭を持っていくことでは、確かに江戸を支えているといえますが、残念ながらその部分は書かれていません。

○委員長

それでは皆様のご意見を十分勘案していただき、訂正をお願いいたします。

～休憩・麻賀多神社蔵佐治家甲冑展示～

○委員長

今度は3番目の審議事項、麻賀多神社蔵佐治家甲冑の市指定について（諮問）、これは令和5年5月15日付けで諮問の書類をいただいております。それではご説明をお願いいたします。

～事務局説明～（資料8参照）

麻賀多神社蔵佐治家甲冑の調査について

○委員長

ありがとうございました。原田委員にご意見をいただきます。

○F委員

ただいまご説明があったように、6月2日に佐倉市美術館で麻賀多神社蔵の2点の甲冑を調査してまいりました。

1点は紫裾濃胴丸といって藩主家の堀田正愛が所有していたもの、そしてもう1点が本件に該当しております鉄留黒漆塗の桶側二枚胴具足です。重臣である佐治家の所



用であるということが具足櫃の文書に記されているところから分かりますし、年代的には19世紀の初めから半ばに延齡父あるいは延年子により着用されたことが分かります。実際藩主家のものと比べると、貼り付けてある家紋の下段の金物や鉄板の厚さなどが出来は劣りますが、状態がいいということ、通常その当時のものとしては丈夫なものであることが分かります。特に兜には「常州早乙女家定」という銘がございます。早乙女家は代々鉄板の甲冑を得意とした家柄ですが、この早乙女家定については、現在世に発行されている研究者の方々による『甲冑士名鑑』には載っているけれども、古い早乙女家の系図には載っておりません。ですが、家定作のものが残っております。おおよそ江戸時代中期以降の甲冑士ではないかという見解があります。

そして残っているものが胴、脛当、籠手、佩盾と全ていい状態です。特に面白いのが兜の前立が三本菖蒲ですが、堀田家では家中の具足を作るときにはこの三本の菖蒲を前立とすることは通例としていと書かれているといわれております。これらは、佐倉の武家習慣を考えるうえでもこの甲冑はとても参考になると考えられます。

他に佐倉には甲冑の遺品というものがございませんので、すべての面から市にとっては非常に重要な作品であるため、指定するには十分価値があるものと判断させていただきました。目録以外にも陣羽織以下、采配、軍扇、槍、馬印、鞆まで綺麗に残されており、多少修復が必要なものもございますが、家臣としてそろえるべき道具の全貌が分かるという、しかも目録と一致するということが確認できましたので、素晴らしい歴史的文化的文化財であると思っております。

#### ○委員長

外山委員はいかがですか。

#### ○A委員

今、原田委員からお話があった通りですが、隣の部屋に鎧櫃が2つありまして、長持のように担いで運べるようになって極めて珍しいです。

それから美術的に単品ではなく、一括であることも非常に稀有です。上級藩士の家のものが一括で残っている、近世の武家の姿を伝えるという、美術品としてももちろん良いものですが、歴史的資料としてとても価値があるものだと思います。

#### ○F委員

甲冑は今回市の指定にというわけですが、陣羽織以下、それから甲冑を収めて背負う箱も含めて今後どのような取扱いをするか、市の指定に向けて単独とするか、あるいは将来的に甲冑の附けたりとするかというところまでを、検討して保存・活用を図っていく必要があるのではないかと、事務局にもお話をしています。

#### ○委員長

ただ今のお二方のご説明について、何かご質問・ご意見ございますか。

○C委員

延済に関して、通称名は何になっていますか。

○事務局

まず茂右衛門ではないです。確か三左衛門でもなかったと思います。具足櫃にある貼り紙の名前ではなかったの、彼の代のものではないと推測しています。

○C委員

重臣であったということから佐治家代々誰に対しても茂右衛門というような呼称をしている可能性はないのかと思いました。おそらく原田委員がお話になっていた甲冑の制作時期とその時の当主と合わせて推測されているのかと思いますが、どこまで人物特定をするのか分からないため、質問したいと思います。

○A委員

かなり特定できると思います。延済は、現在の佐倉高校が閉鎖されそうになった時の恩人として非常に称えられているのですが、彼の代になって洋式軍備化しているので、実際に甲冑を誂えるということはまずないと思います。

○C委員

軍事奉行だったというところにどこまで関係があるかというところですが。甲冑があまりに綺麗なので、どこまで年代が上がるかというところですよ。

○F委員

甲冑から見ても制作された範囲はその部分で十分だと思います。それ以上年代が上がるとなると、難しいところです。幕末に非常に多く作られた、一式揃いの具足の典型だと思われます。

○A委員

理由書を作る上でそこは書かなくてはいけないので調べた方がいいです。

○F委員

延齢・延年のもう少し詳しいこと、三左衛門という名前、茂右衛門という名前を持つ人にどのような人がいたのかを調べる必要はあると思いますが、それさえクリアすれば指定するにも良いのではないかと考えています。

○D委員

この素晴らしい甲冑は指定の価値が十分あると思うのですが、今回指定の申請書も具足だけではなくて陣羽織や鞆が入っていますし、原田先生の見解も、ほかにも指定の

価値があるということなのに、今回甲冑だけ急ぎ指定する理由が何かあるのですか。なぜ一括でなさないのですか。

○事務局

甲冑だけを急いで指定するというわけではなく、一体として捉えて指定できればと考えています。その中で、甲冑単体で指定をしてその他の武具を分けて指定するのか、それともその他の武具は甲冑の附けたりとして指定するのか、どのような形での指定をするのかについてはぜひご意見いただきたいです。

○F委員

具足が主体となっておりますけれども、やはり陣羽織以下刀筒に至るまですべてそろっておりますから。佐治家が使っていた上級藩士として戦の備えをしなくてはならなかった、そういった道具を全てそろえているというところが今回非常に稀な例ですね。これだけそろっているのは見たことがないですから。

ただし、鞆や弓などがかなり傷んでいるので、指定するのもよいのですが、少し修理してからの方がよいかもしれません。陣羽織に関しては、非常に豪華で綺麗な状態で残っておりますし、そういったことを含めて全部一括してよいかということ、その場では躊躇しました。今回は諮問があった甲冑を指定しておいて、その後からお話がありましたように附けたりにするのか、改めてその他の道具として佐治家所蔵の武具という名称で指定するのかというところです。

○委員長

甲冑並びにここに出してありますいろいろな道具類について、制作年代から言っではほぼ同時期のものと言って差し支えないわけですか。

○A委員

一括して逃えたのではないのでしょうか。

○委員長

では一括して保存するということについては問題ないというわけですね。

○F委員

問題ないと思います。

○委員長

ご専門の方のご意見ですと、全て指定するということは問題ないということですが、要するに指定の仕方ですね。とりあえず具足と櫃だけ先に指定しておいて、後ゆっくり調査してからまとめて指定するというお考えなのですが。従来そういう指定の仕方

をしたことはございませんよね。美術工芸品に限らず。

#### ○事務局

今残っているものに関しては全て指定に足りうるということでご意見いただいているのであれば、目録には書かれているけれど、実際に確認できないものが本当になのかについて次回の審議会までに調査を行って、報告させていただく過程のなかで、原田先生や外山先生にご相談できればと思います。

指定理由書も必要になりますので、追加で神社に調査をお願いして指定するものを固めていき、次回甲冑と附指定にするのか、それとも甲冑と伝来武具の2点に分けて指定するのか、その方向性についてご意見いただければと思います。

#### ○A委員

私、最初に二十数年前に見せていただいたことがあって、その際に写真を撮らせていただいています。写真は事務局にお渡ししてありますが、その時に写真を撮って写っていたものでもうなくなっているものがあります。追跡調査を行った方が良いと思います。どこかに紛れているだけであればよいのですが。

#### ○委員長

神社を追加調査させていただくということが大事かと思います。

#### ○B委員

江戸期の甲冑武具の残存が少ないということですが、実際どれぐらいの事例として残存があるのかということと、その中でもこれは江戸時代後期の物であるからこそ貴重性が高いと言っているのか、そのあたりを教えてください。

#### ○事務局

まず、江戸時代前半から中期にかけての堀田家佐倉藩に関する甲冑というのは、市内には残存例がございません。一番古くて、きちんとさかのぼれるのが、県指定の紫裾濃胴丸だけになります。その他の市内に残る甲冑に関して、佐倉藩士が使用したと確定できるものはこの佐治家の甲冑のみです。

他にもいわれとして佐倉藩士が使っていたというものは何度か見たことがありますが、確定できません。江戸時代の後半だろうと推測は立ちますが、はっきり佐倉藩士のものだと断言できるような材料がありませんでした。そうなってくると市外ですがもう一つ、元々佐倉藩士だった香宗我部家が持っていた甲冑がありまして、伝来としては佐倉城に納められたとされています。

#### ○B委員

所有者の階層も含めて、確認できるものとして大変貴重ということですね。

### ○A委員

現在確認できるものは麻賀多神社所有の二つだけですが、かつて間違いなくあって、現状確認できないものがあります。堀田正睦の生母の出た旧藩士家なのですが、ここに櫃に入った、目録などもついている立派な甲冑一式がありました。ただ、開国150年記念展示の時にそれを出展してほしいと頼みに行ったのですが、親戚の家に預けているなどいろいろ言葉を濁されて結局お出しいただけませんでした。正睦の母、芳妙院の位牌だけは出してくださったのですが。追跡調査ができていませんが、あることはあると思います。

他に市内の方で2領鎧を持っていて、白い毛を植えた、身分の高い人が使ったような当世具足と、頭形兜を伴った当世具足でした。それらはその方がかつて佐倉の古道具屋から購入したそうです。頭形兜には「三柏紋」だったか、家紋がついていたと思うのですが、旧藩士が売ったと思われるものを買ったというだけで確証はないです。

そう考えると少なくとも今私たちがきちんと目にすることができるものは麻賀多神社の2点ということになるかと思います。普通、城下町というと結構旧藩士が持っているのですが、佐倉はないですね。

### ○事務局

私もその方がお持ちの甲冑の1つを、確か頭形兜の物を見せていただきました。どこの家のものかなどは確認できなかったのですが、江戸後期頃のものという推測でとどまっています。購入された時のいきさつを聞いたぐらいでした。

あと、もう1点付け足すと、津田大椿、津田信夫の祖父の甲冑として伝わっているものを個人のコレクターの方が持っているという情報は持っています。それは以前県の大多喜城の展示の方で出されておりました。その例ぐらいです。

### ○委員長

いかがでしょうか。指定する価値についてはある程度問題ないと思いますが、これだけの数のものあるいはもう少し出てくるかもしれないものを、どういう形で指定するか、これはやはり難しい問題かと思いますが、少なくとも本日具足だけを指定することはやらない方がいいですよ。

### ○原田委員

強いてあげるなら付けたりとして、具足櫃は一緒にしてもよいと思います。陣羽織その他については次の機会でもよいと思います。もう少ししっかりとした保存状態の調査を含めて、なくなっているものもございますので、神社を見せていただいて確認してからでも遅くはない気がします。

### ○副委員長

急がなければ調査を待って一括の方がいいかと思いますが、いかがでしょうか。早

めに指定した方がいいということでしたら、何らかの方法を考えた方がよいかと。

○文化課長

これは事務方の現実的な話になってくるのですが、多少傷んでいる部分もあります。今後の修繕等に対して所有者に補助金を交付することを考えますと、委員がおっしゃるとおり分けていただいた方がよいかと思えます。

あともう一つ。その他の時にお話ししようと思っていたのですが、麻賀多神社の社務所が新たに増築されます。現社務所は残したままで、それに連なるように鉄筋コンクリート造の新たな社務所を建設される予定です。そこには神輿等の展示兼保管の場所も用意されます。その際に麻賀多神社も大掃除をされると思いますので、新たなものが出てくる可能性はございます。麻賀多神社に調査していただきたいと思えます。

○委員長

もう少し時間をかけて調査をした後で指定ということですか。

○文化課長

いえ、甲冑を先にしていただいた方が。

○委員長

ただ、今も甲冑だけでなくそのほか武具類ありますよね。

○文化課長

現在ないものもありますので。

○委員長

それをどうするかですけれども、D委員、県指定でこういうように甲冑だけというものもあるでしょうし、武具類だけというものもあるでしょうが、そういうものがかなりひとまとめに残っていて、それをどういう形で指定したかという例はありますか。

○D委員

甲冑についてはないと思いますが、民俗資料などでは一部だけ指定ということはまずしないで、全体の状況が分かってからどこまで指定するのかということを考えるのが定石かと思えます。何か事情があればまた話が代わってくるかと思えますが。

○委員長

ありがとうございます。私も専門の建築しかやったことございませんが、文化庁等で指定してきた段階から言いますと、無理に何件かに分けない方がいいと思えますね。数が多くても1件として細かく目録を付ける。物によっては、目録などは附指定にす

るということもあるかもしれませんが、物資料はやはり数が多くても1件で指定したいですけれども、皆さんいかがでしょうか。

#### ○副委員長

今委員長がおっしゃったことが一番いいと思いますが、事務方のご事情もあるようですので、とりあえずといいますか具足並びに鎧櫃附けたりで、一回指定して、その後調査を待ってその他今あるものや今後新たに見つかるものを指定するという方向で行くしかないかなというような気がします。

#### ○委員長

いかがでしょうか。意見が少し割れているようですが。

#### ○事務局

県指定の事例でいいますと、紫裾濃胴丸が平成30年に県の大多喜の博物館で出展された際に、由緒を記した木箱と目録と折り紙を追加指定してはどうかということで県から提案がありました。もう一度調査して新たに追加指定となったことがありますので、それに倣うというわけではありませんが、追加指定という形でもお願いできるのではないかと思います。

#### ○D委員

一度追加指定した後に調査が進んで名称変更した後にまた指定するという事はないわけではないと思うのですが、あることが分かっているのに、今指定してまた一年後や二年後とかに指定というのは格好悪いような気がします。

#### ○委員長

私もそう思いますけれどね。他の皆さんいかがでしょうか。

#### ○F委員

結局この目録があるから、そのようなお話ができるのであって、この目録に記されている陣羽織・采配・弓・軍扇を、同時期のものとみて差し支えないだろうと考えます。各地の文化財を見ていますけれども、一般的にはこのように揃っているものは、おそらく藩主家の物である井伊家であるとか、本多家であるとか。それから徳川家将軍家、日光東照宮にあるようなものはそろっているものもありますが、全部一括して指定されている事例はないと思います。

家康で有名な金陀美の具足であれば金陀美具足という名称で重文指定されていますし、甲冑はやはり甲冑がいいと思います。他の武具などはのぶとし（延齢・延年）が使ったものだろうけれども、甲冑とはやはり違うのです。ですから、もしこれから調べていくのであれば、わたくしは、その甲冑とは別に佐治家伝来武具というような

タイトルで別に指定すれば、それで済むことではないかと思っているのです。

○委員長

というF委員のご意見ですけれども、いかがいたしましょう。

先ほど修理のことが言われましたけれども、これは少しでも早く指定して、補助事業で修理をするのが良いというお考えですか。

○事務局

そうです。後は、以前にも指定の話が出かかったものでその話が途中で消えてしまったということが、所有者の方も気にされているところではあるので、所有者の方を安心させるという意味でも、分かっているものは早めに指定をするといった方がよろしいのではないかと思います。

○委員長

という事務局のお考えですけれども、いかがいたしましょう。

○A委員

甲冑に鎧櫃と目録を付けたりにしますか。

鎧櫃は甲冑と一体のものでありますから、それは間違いないと思いますが。

○F委員

そうですね、おっしゃる通りだと思います。甲冑に鎧櫃を一緒にするというのは賛成です。目録をどうするかということですが、明治39年の記録ですから、一緒にするのかどうかわたくしには判断しかねる部分ではあります。

鎧櫃の中に「佐倉家中 佐治茂右衛門」という貼り紙があるものですから、資料的に甲冑の所有者を特定するための貴重な資料でありますので、やはり甲冑と鎧櫃をセットで指定することが良いと思います。

○委員長

後は付けたりですよ。

○F委員

そうですね。それは文化庁の重要文化財資料の付けたり、鎧櫃というのは大山祇神社などにあったかと思います。

○委員長

いかがでしょうか。今の状況では皆様お聞きいただいた通り、修理の問題もあるし、できるだけ早く甲冑は指定した方が良く、そのためにまず甲冑付けたり鎧櫃、それか



ら目録をどう扱うかが問題かと思いますが、甲冑と鎧櫃だけをこの際指定してよいという答申をだすかということですね。

#### ○C委員

確認ですけど、今日審議ですよ。次回が答申ですね。それまでの間に調査を行い、他のものがあるかないかはっきりするということですね。

そうなるからでは遅いのですか。出たものに関して、すべて指定してもいいのではないかということになっていると思うのですが、今日の段階で甲冑と武具は分けるか分けないかというところまでは決めたいということなのですか。

#### ○事務局

その方向を出していただけると、事務局が今後行動するうえでありがたいと思っています。今の審議の中で方向性を出していただいて、次の答申の時までに追加の調査をして、陣笠や軍扇、采配については現存しないこと確定させて、残っているものを佐治家伝来で指定していただけるかということです。

#### ○副委員長

先ほどF委員がおっしゃった通り、甲冑と鎧櫃は附けたりということで指定する。残りは調査を待って、佐治家武具類でしたか、という形で別指定するということが一番すっきりしているのではないかと思います。

#### ○委員長

あとの物は残りがまだ出てくる可能性があるため、その調査を待って、どういう指定の形をとるのかということでもいいのではないかという話ですね。

よろしいでしょうか。今日はあくまでも、答申、指定をどうしようかということだけですけども、次回とはっきり言ってもいいかと思いますが、甲冑並びに附けたりとして鎧櫃を1件で指定をする。それから調査で色々出てきて全体像が分かれば、場合によっては別件にするのか1件の中に含むのか。これは調査してみないと分かりませんが、多少そういった融通性を持たせて、指定の方針はこういうことであるということで今日は終わりにしましょうか。

次回の審議会はいつごろになりますか。

#### ○文化課長

1月か2月です

#### ○委員長

ではまだ調査期間があるので、できるだけ多くの委員の皆さまにも見ていただいて、特にご専門の方だけではなく、今どう扱うのが問題になっているわけですから、な

るべく調査に参加していただいて、その結果を待つということによろしいでしょうか。はっきりしませんが方針を決めておきたいと思います。

### 3 その他

#### ○副委員長

先日根郷公民館で歴史の道に関する講演をしたときにご意見いただいたのですが、石川の追分に道標があるのですけれども、字が読めない、それから道標が埋まっているということで、何とか看板を作ってもらえないかと。なかなか簡単にはいかないと思うと申し上げたのですが、文化財審議会がありますのでご意見申し伝えますとお約束したので、そういった市民の方からご意見があったということをお伝えします。

#### ○文化課長

資料にはないのですが、麻賀多神社が山車蔵兼社務所を新たに建築します。今年の祭礼が終わってから次の祭礼が始まる前まで、約1年間で工事を行います。現在、小さなお社の遷宮をしており、その後埋蔵文化財の試掘を行う予定でございます。併せて先ほど話題になりました目録に記載はあるが、現存しないものにつきましても神社に調査を継続していただこうと思っております。

もう1つ、千葉県文化振興課が所管している「ちば文化資産」は、当初111件だったものを千葉県150年に因んで150件となりました。佐倉市関係では新たに、「国立歴史民俗博物館」、「佐倉市民花火大会」、「千葉の戦国時代本佐倉城」、「参勤の道ご利益の道成田街道（佐倉道）」が認定されました。6月15日にそごう千葉店で熊谷知事から認定書授与がございます。以上です。

#### ○A委員

佐治家のことですが、明治42年生まれの佐治家の女性からの聞き取り調査が房総のむら刊行の『町と村落調査研究』にまとめられています。母・祖母から聞いた話が豊富で、甲冑は出てこないのですが、武家の暮らしがよく分かって、大変面白い、もう今では聞けない話です。事務局に預けますので次の文化財審議会にでも配っていただければと思います。一つだけ紹介しますと、「外で知人に会った時の挨拶は基本的に黙礼、言葉を出すとしたら「ごきげんよう」。「こんにちは」は町人の言葉である。」ということです。非常に面白いものがいっぱいあります。以上です。

#### ○事務局

ご審議ありがとうございました。次回は甲冑の指定の答申を行うべく、委員の皆様には調査を含め、指定理由書の作成などのご協力をお願いいたします。

### 4 閉会